電気用品調査委員会
平成30年3月19日
資料No.　3-5

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第59/61/116小委員会
事務局	一般社団法人　日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-6（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-6（第6.0版）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－６部：据置形クッキングレンジ，ホブ，オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電気トースター、電気天火、電気魚焼き器、電気ロースター、電気レンジ、電気こんろ、電気ソーセージ焼き器、ワッフルアイロン、電気たこ焼き器、電気ホットプレート、電磁誘導加熱式調理器，その他の調理用電熱器具（いずれも据置形機器に限る）
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-6(H20)，3年間

＜審議中に問題となったこと＞

基本的にJISの見直しに当たり，現行規格の邦訳も確認し，意味を変えずに，理解しやすい言いまわしになるように努めて審議した。また，改訂後のIEC規格の大半をそのまま取り込み基準化した。 そのほか，IECで審議中の要求に関し，先取りすることになった項目がある。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
3.101	「ホブ」は「電気こんろ」や「電磁誘導式こんろ」であることを追加説明する。	「ホブ」の呼び名が一般的に普及していないため、明確化のため本項で左記内容を追加する。
7.1	機器への高温注意表示追加。 現行のJISレベルの外郭温度も，規格として受け入れられるように，外郭温度規制を緩和するオーブンドアについて，高温に注意する旨の本体表示を追加要求する。	やけどに対する残留リスクを消費者に情報提供するために本体表示を追加する。
7.6	機器への高温注意表示をした場合に使用するIEC60417-5041の記号を追加した。	やけどの予防措置として記号で注意喚起する際に使用する記号を明確にするため追加する。
7.12	取扱説明書へ7.1項の高温注意表示を追加した際の説明文の追加。 天面とオーブンドア前面について，取扱説明書に，高温注意の注意文の記載を要求する。	やけどに対する残留リスクを消費者に情報提供するために取扱説明書に注意文を追加する。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
7.12.1	取扱説明書へ7.1項の高温注意表示を追加した際の機器設置に係る説明文の追加。 850 ㎜以上の高さに据え付けること。又は，乳幼児の手の届くところに置かない旨の据付説明を、注意文として、記載を要求する。	乳幼児のやけどの予防措置のため，乳幼児の手の届かない高い位置への設置の推奨を取扱説明書に注意文として追加する。
7.14	高温注意表示を機器にする場合の機器へのシンボルの表示サイズの要求追加。	やけどに対する残留リスクを消費者に情報提供するため，視認性を元にシンボルの大きさを規定。
7.15	機器に表示する高温表面への注意の表示場所として，通常使用中に見える場所とする。	やけどに対する残留リスクを消費者に情報提供するため，視認性を元にシンボルや注意文の表示場所を規定。
11.101	製品や取扱説明書への注意追加された機器に関しては，オーブンドア前面の外郭温度は，表104の「その他の表面」の温度上昇限度値(例えば，裸の金属製は，45Kではなく，60K)を適用し，更に,設置高さの制限も記載されたオーブンの天面の最大温度上昇値(床高850㎜以上)を，200Kとする。	日本の狭隘な台所住宅事情から，卓上に置かれるコンパクトなオーブンレンジが普及しており，IECの外郭温度規制を満足するためには，製品外郭やドア構造を大型化する必要が生じ，上記ニーズと相反する。そのため，卓上に置かれるオーブン(レンジ)，及び，床から850㎜以上に設置するオーブン(レンジ)について，高温注意表示による消費者に対するやけどのリスクの明示，乳幼児が触れない高さに置く旨の設置説明の記載を行った上で，オーブンドア前面の外郭温度規制と天面の温度上昇値を緩和する。
11.101	ホブに組み込まれたグリル（魚焼きグリルを含む）は，ホブの動作に加え，以下の動作条件で，可触表面温度を測定する。 ーグリルが，オーブン調理機能を持つ場合は， ・オーブンモードを11.101項で規定する条件で動作させる。 ・グリルモードを11.101項で規定するグリルとして用いることが可能なオーブンの条件で動作させる。 ーグリルが，グリル調理専用機能のみの場合は，グリルモードは試験中動作させない。	日本のホブは，魚を焼くためにグリルをホブ下に組み込んでおり、このような構造は、整合IEC規格では想定していないので，取扱いを明確化した。このグリルが，オーブン機能を持たず，グリル調理専用機器の場合，この表面温度試験中，以下の理由により動作させない。 これらの機器は，グリル調理として短時間しか動作させず，機器に人がついた状態で動作させている。
15.2	クッキングレンジ及びホブへの耐湿性試験に関し各クッキングゾーンへの評価の明確化。	順々に評価を行うという表現を一度に1箇所ずつ試験を行うに変更し，明確化する
16.2	漏洩電流と耐電圧の測定において現行の表現が不明確なため，明確化する。	接続の仕方として文章全般として判りやすく，「一度に1箇所ずつ」と明確化する。
21.1	ガラス管に覆われた可視赤熱電熱素子を組込んだ機器でこのガラス管に衝撃を与える場合,この試験は,いかなるヒーターガードを外すことなく実行する。	このデビエーションは，IEC規格で審議中であり，将来，成立することが見込まれるため，先取りしてJISに取り込む。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
21.101	オーブンの棚サポート試験で，棚に荷重をかける容器の形状を明確化。	このデビエーションは，IEC 規格で審議中であり，将来，成立することが見込まれるため，先取りして JIS に取り込む。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

なお，点線の下線を施した部分は IEC 60335-2-6 に対するデビエーションである。

a) 箇条 1 の適用範囲を IEC の文面に合わせ，また，船舶での使用を意図したオーブンの要求事項も含むことにした。また適用機器の例として電磁中華鍋エレメントを追加した。
この規格の適用範囲で無いと規定される人の明確化を行った。

b) 箇条 2 の引用規格を IEC の主旨に合わせ，IEC 60068-2-6，IEC 60068-2-27，IEC 60068-2-52 を追加。

c) 箇条 3 に新たな機器の定義として電磁中華鍋エレメント・大気圧スチームオーブン・圧力スチームオーブン・スチームコンベクションをそれぞれ定義。また，これら機器の追加に伴い，圧力に関わる言葉の定義を数点追加。船舶使用を意図することにより設置場所の言葉の意味を追加。

d) 箇条 5 にスチームコンベクションオーブンの試験のための一般条件を追加。

e) 箇条 6 に船舶用オーブンとして使われた時の防水要求規格を追加。

f) 箇条 7 に圧力スチームオーブンへの定格調理圧力の本体記載を追加。
シンボルに，傾斜のおそれと，転倒防止の２つのシンボルマークを追加。
取扱説明への表示事項に以下の内容を削除及び追加。
－圧力スチームオーブンへの注意文（圧力が下がるまでドレンコック等を開けない）を追加。
－棚をもつオーブンへの注意文（棚の正しい取付方法の詳細内容）を追加。
－ホブへの注意文（遠隔操作禁止・調理面に物を放置禁止・調理過程の監視　等）。
－電磁中華鍋エレメントをもつホブへの注意文（使用できる容器の一覧を掲載）。
－船舶での使用を意図したオーブンへの注意文（機器の設置場所は屋外甲板か，船内居室のみかを明記・機器の固定方法も明記）。
－台座に置いてはいけないと明記されないクッキングレンジへの注意文（台座から落ちない対策を講じる必要がある旨を記載）。
－オーブンの設置状態に関わる注意文（据付後に床高 850 mm 以上のオーブン及び作動面で使用されるオーブンに「850mm 以上の高さに据え付ける。」もしくは，「乳幼児の手の届くところに置かない。」を記載することを追加）。
－機器の天面が高温になる可能性があるため，やけどに注意。
－クッキングレンジに関わる注意文（低い位置に置かれるクッキングレンジは転倒を防ぐための機器の固定方法や，転倒に対する注意を記載。そのシンボルの大きさは少なくとも 30mm が必要。）

g) 箇条 10 に各機器カテゴリの代表的期間をそれぞれ追加。

h) 箇条 11 の試験中，表面温度を測定する際のプローブを明記。

電磁中華鍋エレメントの運転条件明記。

圧力スチームオーブン及び大気圧スチームオーブンの運転条件を明記。

可触温度上昇試験で，製品や取扱説明書への注意追加された機器に関しては，オーブンドア前面の外郭温度は，表 104 の「その他の表面」の温度上昇限度値を適用し，更に，設置高さの制限も記載されたオーブンの天面の最大温度上昇値を，200K とする。

グリルとしても用いることが出来るオーブンの運転条件と測定場所の明示。

ホブに組み込まれた魚焼きグリルは試験中に動作させない運転条件を追加。

i) 箇条 13 の充電部とホブのガラス磁器又は類似した材料の表面との間にアースした金属がある場合，各々の容器を一度に 1 箇所ずつアースした金属に接続して充電部と容器との間の漏えい電流を測定する。

j) 箇条 15 の耐湿性に関し，クッキングレンジ及びホブに，溶液を垂らした後，残留するこぼれた溶液を機器から取り除いた後，クッキングゾーンごとに，一度に 1 箇所ずつ試験を行う。

作業台の下に据付けることを意図した埋込形オーブンについては，0.5 L の溶液を用いて溢水試験を追加。

k) 箇条 16 の漏洩電流で充電部とホブのガラス磁器又は類似した材料の表面との間にアースした金属がある場合，各々の容器を一度に 1 箇所ずつアースした金属に接続して充電部と容器との間の漏えい電流を測定する。アースした金属がない場合，充電部と各々の容器との間の漏えい電流を一度に 1 箇所ずつ測定し，0.25 mA を超えてはならない。

l) 箇条 19 の異常試験において，圧力スチームオーブンの圧力調節器は，動作不能にするが，一度に一つずつの各保護装置をともに動作不能する。

鍋検知器を組み込んでいる場合，この待機モードの試験中は，適切な容器をクッキングゾーンに置く。

19.102 のホブの試験中に，油の温度上昇は 270 K を超えてはならない。

電磁ホブエレメント及び電磁中華鍋エレメントの巻線の温度上昇は，19.7 で規定された数値を超えてはならない。絶縁耐力試験の測定タイミングを追記。

電磁ホブエレメント及び電磁中華鍋エレメントに係るその他の異常試験状態を追加。

m) 箇条 20　クッキングレンジの安定性の試験においては，据付説明書に記載された安定化手段を用いずに試験することを追記。更に，低い位置にヒンジが配された縦開きドアのオーブンは据付説明書に記載された安定化手段を用いてドアへの負荷重量をさらに増した試験も行う。

n) 箇条 21 の機械的強度において，以下の内容を追加。

－ガラス管に覆われた可視赤熱電熱素子を組込んだ機器でこのガラス管に衝撃を与える場合，この試験は，いかなるヒーターガードを外すことなく実行する。

－オーブンの棚とサポートの強度試験について，試験前にオーブン加熱室を 200℃まで加熱する。

ーストッパ等がある引き出せる棚は引き出して試験を行い，荷重を加えたときの棚の傾き角度の規制する。

ーホブの表面に用いられるガラス磁器に対する強度試験に電磁中華鍋エレメントの場合を追加。

ー試験は, 熱分解セルフクリーニングオーブンのクリーニングサイクルの後に行わないことを追加。

o) 箇条 22 の構造において，以下の内容を追加。

ー圧力スチームオーブンの全ての圧力調節器及び圧力緩等を動作不能にし，ドアを閉じ，定格調理圧力の 2 倍まで圧力を上昇させ，容器が破裂してはならない要求を追加。

ーホブの遠隔操作禁止を追加。

ー19.4 及び 22.7 の試験中に作動する圧力緩和装置の入口と出口の開口面積の規制を追加。

ー引き出せる棚で液体が溜まらないものは，不用意な落下を防ぐストッパの要求を追加。

ーホブエレメントを内蔵した機器に対する要求追加（電子部品の故障時に，どの通電中のホブエレメントも電源が切れること。・あらゆる電子部品を動作不能時に，ホブエレメントが意図せず通電されないようにすること。・主電源遮断中に OFF 位置が見えること。等）

ー圧力スチームオーブンに関する要求追加（非自己復帰形圧力緩和装置及び，この緩和装置の配置場所の構造についての要求追加・動作中に定格調理圧力を超えない要求・真空防止手段・加圧中は扉が開かない要求の追加。等）

ースチームオーブンに関する要求追加（排水可能手段は電気絶縁に影響が無いこと。・また，その手段は不注意で開かない構造であること。・蒸気や熱湯の噴出が無い構造であること。等）

ー船上で使用するオーブンへの，衝撃や振動に耐える確認試験の追加。ドアや引き出しなどを確実に閉じる手段を要求。

i) 箇条 31 の耐腐食性で船上で用いるオーブンに対する塩水噴霧評価や試験後の要求追加。

j) 箇条 32 の毒性に対する危険性では, 適合性が一酸化炭素の濃度を計算するための電子回路の動作に依存する場合，箇条 19 の試験を繰り返し，電子回路がプログラマブルである場合，附属書Rの評価を実施する。

k) 付属書R（規定）箇条 32 の適合が損なわれる前に，故障/エラーの検出が行われたり，初期化され遮断されなくてはならないという評価を追加。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4　一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22	22　構造 構造に関する規定全般。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 22.109 22.123	19　異常運転 機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を，できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。 22.109　熱分解セルフクリーニングオーブンは，オーブン中央温度が350 ℃を超える場合とき，インタロックに故障があってもオーブンにアクセスできないように，インタロックが作動しなければならない。 22.123　少なくとも 1 つのホブエレメントをもつ機器は，どの電子部品が故障した場合でも，どの通電されたホブエレメントの電源を OFF することが可能であるように設計しなくてはならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及	■該当 □非該当	箇条7	7　表示及び取扱説明 7.12　機器を安全に用いることができるように，機器には，取扱説明書を備えなければならない。	

		び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	~~箇条 18~~ 19..11 19.12 22.16 24.1.4 24.1.8 25.14 箇条 28	~~18　耐久性（個別規格で規定）~~ 19.11　電子回路の故障 19.12　ヒューズの特性 22.16　自動巻取り機構の耐久性 24.1.4　自動制御装置の耐久性 24.1.8　温度ヒューズの規定 25.14　電源コードの折り曲げ耐久 28　ねじ及び接続 　故障することによってこの規格に適合しなくなるおそれがある締付け部，電気接続部及び接地導通を行う接続部は，通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 箇条 6 7.12 箇条 15	1　適用範囲 　この規格では，住宅の中及び周囲で，機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし，この規格では，通常，次の状態については規定していない。 －　次のような人（子供を含む）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合 ・肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人 ・経験及び知識の欠如している人 －　子供が機器で遊ぶ場合 6　分類 6.1　感電保護クラス　（必要に応じて，個別規格で限定） 6.2　水に対する保護　（必要に応じて，個別規格で限	

					定） 7.12　取扱説明 　取扱説明書には，次の要旨を記載しなければならない。 　この機器は，安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り，補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 　この機器で遊ぶことがないように，子供を監視することが望ましい。 15　耐湿性等	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 箇条 30	24　部品 　部品は，合理的に適用できる限り，関連する JIS に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 30.1　耐熱性	
第七条第1項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 13.3 16.3 22.5 箇条 23 箇条 27	8　充電分への近接に対する保護 13.3　運転中の耐電圧 16.3　耐湿後の耐電圧 22.5　コンデンサの残留電荷による感電危険の防止 23　内部配線 27　接地接続の手段	
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	13.2 16.2	13.2　動作温度での漏えい電流 16.2　耐湿後の漏えい電流	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 14 箇条 15 15.101	11　温度上昇 14　過渡過電圧 15　耐湿性等 115.101 温度検知プローブは，その絶縁が水で影響を受けないようにできていなっていなければならない。	

				箇条 26 箇条 29 22.103	26　外部導体用端子 29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁 22.103 オーブン通気孔は，そこから出る湿気又はグリースが，充電部とその他の機器部分との間の空間距離及び沿面距離に影響を与えないようになってできていなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 17 箇条 19 30.2 22.110 22.111	11　温度上昇 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19　異常運転 19.101~103　各機器の試験条件 30.2　耐火性 22.110 熱分解セルフクリーニングオーブンは，クリーニング行程中，通気口から可燃性ガスが排出されないようになっていなければならない。 22.111 熱分解セルフクリーニングオーブンは，クリーニング行程中に炎が出てくる危険があってはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	11　温度上昇	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 22.14 20.101	20　安定性及び機械的危険 22.14　機器には機器の機能上必要でない限り，通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。 20.101 クッキングレンジ及びオーブンは，開いたドアに荷重を加えた場合，十分な安定性がなければならない。	

第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 22.11	21　機械的強度 21.101～104の各種試験条件 22.11　充電部，湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は確実な取付け及び通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	19.13 22.22 22.23 22.41 箇条31 箇条32	19.13　異常試験の判定 試験中に，炎，溶融金属，危険な量の有毒性又は可燃性ガスが機器から漏れず，かつ，温度上昇は表9に規定する値を超えてはならない。 22.22　アスベスト使用の禁止 22.23　ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止 22.41　ランプを除き，水銀を含む部品の禁止 31　耐腐食性（必要により個別で規定） 32　放射線，毒性その他これに類する危険性 32.101　熱分解セルフクリーニングオーブンは，クリーニング中に危険な量の一酸化炭素を排出しない構造でなくてはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	32　放射線，毒性その他これに類する危険性（第一部の箇条32による）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7 22.49～22.51 30.2.3	19.7　モータ拘束試験 人がついていない機器は，定常状態まで試験を実施する。 22.49～22.51　遠隔操作に対する規定 30.2.3　人の注意が行き届かない機器の耐火性試験	
第十五	始動，再始動及	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼ	■該当	~~箇条9~~	~~9　モータ駆動機器の始動（個別で規定）~~	

条第1項	び停止による危害の防止	し，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□非該当	19.1	19.1　機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を，できるだけ未然に防止できるような構造でなければならない。	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2 22.10 22.114	20.2　機器的危険 　自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に，それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.10　非自己復帰形制御装置の復帰ボタンは偶発的な復帰が危険を招く場合，それが起こりにくい位置に取り付け得るか又は保護する。 22.114　タッチコントロールを持もつホブは，ホブエレメントのスイッチを ON にするために，2 回以上の手による操作を必要としなければならない。ただし，スイッチを OFF にするためには，1 回だけの操作でなければならない	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－		原則として機器の停止状態を安全状態としているが，一般原則に基づき不意の停止が危険となる場合は，個別で規定される。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性	■該当 □非該当	箇条 10 箇条 17 19.12	10　入力及び電流 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19.12　ヒューズの特性 25　電源接続及び外部可とうコード	

		を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 25		
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	19.11.4 22.134	19.11.4　イミュニティ試験 22.134　　電磁ホブエレメントまた又は電磁中華鍋エレメントを除き，，電子回路によってり制御された少なくとも一つのホブエレメントをもつ組み込んだ機器については，電子回路が故障した場合に安全が損なわれてはならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	－	－	家電機器に対する雑音の強さは，J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.14	7　表示 7.14　表示の消えにくさ	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	同上	同上

第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	同上	同上